

事務連絡  
平成28年3月28日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市市長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会教育長

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

#### 公私連携幼保連携型認定こども園制度の活用について

公立幼稚園と公立保育所とを一体的に運営している施設（以下「一体施設」という。）の運営を民間法人に委ねることについては、下記のとおり、公私連携幼保連携型認定こども園の制度を活用することが可能となっていますので、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、お知らせいたします。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれましては、それぞれ域内の市町村及び市町村教育委員会に対して周知方お願いします。

本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 記

- 1 一体施設の運営を民間法人（学校法人又は社会福祉法人に限る。）に委ねることについては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項に規定する「公私連携幼保連携型認定こども園」の制度を活用することにより、以下のような市町村による適切な関与を確保しつつ、行うことが可能であること。

- ① 公私連携幼保連携型認定こども園を設置する場合には、市町村と運営に当たる法人（学校法人又は社会福祉法人に限る。）との間で協定を締結する

こととなっており、当該協定の定めにより、提供すべき教育・保育の内容等について一定の担保を行うことが可能であること（認定こども園法第34条第1項及び第2項）。

- ② 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園の適切な運営のため、報告徴収・立入検査等を行うことができるとともに、同園が正当な理由なく協定に従って教育・保育等を行っていないと認めるときは、是正勧告・指定の取消しを行うことができることとなっており、これらの措置を通じて、厳格な指導監督を行うことが可能であること（認定こども園法第34条第7項～第11項）。

- 2 公私連携幼保連携型認定こども園に対する運営費の支援については、私立の施設として施設型給付費が算定・支給されることとなっており、その上で、市町村の判断により、公立施設に期待される役割に応じた職員配置や特色ある教育・保育の実施等を行うための補助を別途行うことが考えられること。

また、協定に基づき、公有設備の無償・廉価での貸付け・譲渡を行うことにより、効率的な施設の整備・参入促進が可能となること。

※ なお、施設に対して市町村が債務保証を行うことについては、昭和21年法律第24号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）第3条の規定により原則として禁止されていることに留意すること。

- 3 公私連携幼保連携型認定こども園において、満3歳未満の子どもを子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号に規定する保育を必要とする子ども（3号認定子ども）として、満3歳以上の子どもを同項第1号に規定する保育を必要としない子ども（1号認定子ども）としてそれぞれ受けている場合において、1号認定子どもの教育時間（4時間を標準）を超えた長時間の預かりについては、施設型給付費の対象とはならないものの、市町村の判断で一時預かり事業（幼稚園型）等を活用することにより、保護者の利便性を確保した対応が可能であること。

(別添)

平成 27 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

## 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

### 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成27年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、雇用対策部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

### 2～5 （略）

### 6 義務付け・枠付けの見直し等

#### 【文部科学省】

#### (1) 学校教育法（昭22法26）

##### (i)・(ii) （略）

(iii) 公立幼稚園の空きスペースを保育所として活用する複合施設とし、運営を社会福祉法人等に委ねることについては、子ども・子育て支援法（平24法65）19条1号に該当する子どもについても市町村の判断で一時預かり事業等により長時間施設を利用できること、運営に当たる社会福祉法人等と結ぶ協定により市町村の関与を明確にできること、市町村の判断で予算措置によって運営経費を助成できることなど、公私連携幼保連携型認定こども園の仕組みを活用すること等により可能となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。